

予防規程を定めなければならない危険物施設

(消防法第 14 条の 2、危険物の規制に関する政令第 37 条)

対象となる製造所等	貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量等
製 造 所	指定数量の倍数が 10 倍以上
屋 内 貯 蔵 所	指定数量の倍数が 150 倍以上
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	指定数量の倍数が 200 倍以上
屋 外 貯 蔵 所	指定数量の倍数が 100 倍以上
給 油 取 扱 所	すべて
移 送 取 扱 所	すべて
一 般 取 扱 所	指定数量の倍数が 10 倍以上
<p>(備考) 次の危険物施設は除く。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 鉱山保安法第 19 条第 1 項の規定による保安規定を定めている製造所等○ 火薬類取締法第 28 条第 1 項の規定による危害予防規程を定めている製造所等○ 自家用給油取扱所のうち屋内給油取扱所以外のもの○ 指定数量の倍数が 30 倍以下で、かつ、引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所	